

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政

令案要綱

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の施行期日を平成二十一年八月一日とすること。

政令第 号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日は、平成二十一年八月一日とする。

理由

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

(参照法令一覧)

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年七月十五日法律第八十号)
(抄) 1

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年七月十五日法律第八十号）

（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。